

新型コロナウイルス ワクチン接種情報～第7回～



大船渡市新型コロナウイルス ワクチン接種相談窓口を開設中

ワクチン接種についての疑問や不安がありましたら、相談ください。
 ▷開設場所＝大船渡市保健介護センター(大船渡警察署となり) ▷担当＝健康推進課
 ▷問い合わせ先＝【☎②8061/📠②8572/Eメール：ofu_kenkou@city.ofunato.iwate.jp】
 ※電話の対応時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日除く)

5月下旬から65歳以上の人の接種を開始予定です

市では、クラスター発生リスクを軽減するため、高齢者施設などの入所者と従事者に先行して接種を行っていますが、一般の65歳以上の人の接種は、5月下旬から開始する予定で準備を進めています。接種の申込方法などの詳細は、5月中旬に対象者へ送付します。

厚生労働省から発行されている情報を基に、ワクチンの効果や、接種後に発生しやすい症状をお知らせします。

65歳以上の人へ、4月下旬に接種券と予診票を送付しました。接種まで、以下の2点に注意してください。

ワクチンの効果について

メッセージャーRNAワクチンという種類のワクチンです。ワクチンを受けた人の方が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないことが分かっています(発症予防効果は約95%と報告されています)。

ワクチンの安全性について

接種後、数日以内に現れる可能性がある症状は次のとおりです。

発現割合	症状
50%以上	接触部位の痛み、疲労、頭痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1～10%	吐き気、嘔吐

- ・接種直後よりも翌日に痛みを感じる人が多いです。これらの症状の多くは、接種後数日以内に回復しています。
- ・疲労や関節痛、発熱などの症状は、1回目より2回目の方が、より多く見られる傾向にあります。
- ・その他、アナフィラキシーショックなどについては、対象者へ送付する接種案内を確認ください。

1 接種が開始するまで接種券と予診票は大切に保管してください

予診票は、家族と一緒に、事前の記入にご協力をお願いします。
 なお、新型コロナワクチン接種の予診票の右上に、接種券シールを貼り付ける欄がありますが、これは医療機関で行いますので、貼らないでください。

【対象者に配布した予診票の一部】

2 基礎疾患のある人は、事前にかかりつけ医に相談してください

心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、免疫不全など何らかの病気で治療中の人や、アレルギー症状やけいれんの症状が出たことのある人などが接種を希望する場合は、接種を受けてもいいか、事前にかかりつけ医に相談ください。

軽自動車税(種別割)納税通知書の発送と減免についてのお知らせ

▽問い合わせ先Ⅱ 税務課諸税係(☎内線153)

軽自動車税(種別割)納税通知書の発送日

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月11日(火)に発送します。納付期限は、5月31日(月)です。

軽自動車税(種別割)の減免

次のような軽自動車について、申請により軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。

※自動車税(種別割)(県税)の減免を受ける場合、軽自動車税(種別割)は減免適用になりません。
 ※詳細は問い合わせください。

対象となる軽自動車

1 障がいのある人が所有する軽自動車、次のいずれか

に該当する場合
 ・障がいのある人が自ら運転している場合
 ・生計を一にする家族が、障がいのある人の通学、通院などのためにもっぱら運転している場合
 ・障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)

2 身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がいまたは精神障がいのある人と生計を一にする家族が所有する軽自動車

※減免対象となる障がいの程度は、下表をご覧ください。
 障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

3 申請に必要なもの
 軽自動車税(種別割)納税通

知書
 ・印鑑
 ・自動車検査証
 ・運転免許証
 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 ・または戦傷病者手帳
 ・納税義務者の個人番号を確認できる書類

申請場所

税務課諸税係(7番窓口)
 (☎内線153)

減免の申請期限は
 5月28日(金)です



【減免の対象となる障がいの程度】

障がいの区分	障がいの級別
視覚障がい	1級～4級
聴覚障がい	2級、3級
平衡機能障がい	3級
音声機能障がい	3級(運転者本人が咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級
下肢不自由	1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)
体幹不自由	1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～3級、5級)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能＝1級、2級(片腕のみに運動機能障がいがある場合を除く) 移動機能＝1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)
心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸の機能障がい	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がい	1級～4級
精神障害者保健福祉手帳	1級
療育手帳	A